

職 発 0819 第 4 号
平成 28 年 8 月 19 日

各

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律の一部（雇用対策法の一部改正）の施行について

雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。以下「第 6 次地方分権一括法」という。）につきましては、平成 28 年 3 月 11 日に第 190 回国会へ法案が提出され、同年 5 月 13 日に可決成立し、5 月 20 日に公布されました（以下、第 6 次地方分権一括法による改正後の雇用対策法を「雇対法」という。）。

今般、平成 28 年 8 月 20 日に第 6 次地方分権一括法の一部が施行されることに伴い、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 142 号。以下「改正省令」という。）が同年 8 月 19 日に公布され、同年 8 月 20 日に施行されます（以下、改正省令による改正後の雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）を「雇対則」という。）。

雇対法及び雇対則の趣旨及び内容等につきましては下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、御配慮をお願いします。

また、本通知を管内市区町村（指定都市を除く。）にも速やかに周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 雇対法改正の趣旨

一体的実施事業の実施やハローワーク特区の創設、雇用対策協定の締結等の国及び地方公共団体の各種連携策につきましては、内閣府に設置された「地方分権改革有識者会議雇用対策部会」においてその成果と課題が検証された結果、平成 27 年 11 月 20 日に報告書が取りまとめられ、その内容を踏まえ、同年 12 月 22 日に「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

第6次地方分権一括法は、当該閣議決定を踏まえ、雇用対策法において、一体的実施事業の実施及び雇用対策協定の締結を国及び地方公共団体の連携策として例示するとともに、地方公共団体の長による雇用対策への関与を一層深めることを目的とするものです。

なお、第6次地方分権一括法による職業安定法（昭和22年法律第141号）の一部改正につきましては、平成28年8月19日付け職発0819第2号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（職業安定法の一部改正）の施行について」のとおり通知していますので御確認をお願いします。

第2 主な改正内容等

1 定義（雇対法第2条関係）

雇対法第2条における「職業紹介機関」の定義につきましては、これまで公共職業安定所及び職業安定法に規定する職業紹介事業を行う者としていましたが、別途通知する同法の改正により、同法において職業紹介を行う主体として、新たに無料の職業紹介を行う地方公共団体が位置づけられたことを踏まえ、所要の改正を行ったものです。

2 国及び地方公共団体の連携（雇対法第31条及び第32条並びに雇対則第13条の2、第13条の3及び第15条関係）

（1）雇用対策協定の締結

現在各都道府県労働局と各地方公共団体の間で締結されている雇用対策協定につきましては、雇対法第31条において、国及び地方公共団体の連携策の具体例として、（2）の一体的実施事業と併せて、新たに規定されたものです。

また、雇対則第13条の3第1項において、都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所の業務に関する事項について、国及び地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることを目的に雇用対策協定が締結されるものである旨が新たに定められるとともに、同条第3項においては、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織できる旨が新たに定められたものです。

なお、雇対法の施行前に各都道府県労働局長及び地方公共団体の長との間で締結されている雇用対策協定につきましては、雇対法に基づく協定とみなして取り扱います。

また、公共職業安定所の業務に関する事項以外に都道府県労働局の管轄する業務に係る事項が盛り込まれた協定や、既に締結されている雇用対策協定であって、国の締結者が都道府県労働局長以外の者である協定につきましても、以下（3）で示す地方公共団体の長から厚生労働大臣に対する要請に係る取扱いも含め、雇対法に基づく協定に準じた取扱いとします。

(2) 一体的実施事業の実施

改正前の雇用対策法第 31 条において、国及び地方公共団体は、雇用に関する施策について密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力する旨が定められていましたが、雇対法第 31 条におきましては、これまで国と地方公共団体の連携策の具体例として、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)により実施されていた一体的実施事業を発展的に解消し、新たに国及び地方公共団体の連携策の具体例として規定されたものです。

(3) 地方公共団体の長からの国に対する要請について

(ア) 措置要請の要件

雇対法第 32 条第 1 項において、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣(※)に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を講ずるよう要請することができる旨が定められています。この要請(以下「措置要請」という。)の対象となる「労働者の職業の安定に関し必要な措置」につきましては、広く労働局又は公共職業安定所の実施する雇用に係る対策を含むものです。

また、地方公共団体の長が当該区域内の労働者のため必要があると認めるときに措置要請が可能となることとされていますが、当該要件に該当する限り、措置要請の対象となる事項は、当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の管轄区域内において実施されるものに限定されるものではありません。この場合、当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局において、関係する都道府県労働局との調整を行います。

※下記(エ)のとおり、厚生労働大臣の権限は都道府県労働局長に委任されていることから、原則として都道府県労働局長において処理することとなります。

おって、雇対法第 13 条の 2 第 1 項において、地方公共団体の長は措置要請に当たり、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えることとされており、当該書面(参照様式 1)が都道府県労働局長に提出されたことをもって雇対法に基づく要請がなされたものとして取り扱います。

(イ) 措置要請を受けた場合の対応

雇対法第 32 条第 2 項において、措置要請を受けた厚生労働大臣(※)は、当該措置要請に係る措置を実施するときはその旨を、実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長(以下「要請地方公共団体の長」という。)に通知しなければならないこととされています。当該通知は別添様式 1 により行います。

また、雇対法第 32 条第 3 項において、厚生労働大臣(※)は、当該措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働

働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴かなければならない旨が定められていますが、雇対則第13条の2第4項により、これらの者は学識経験者、当該措置要請に係る地方公共団体、その他厚生労働大臣（※）又は要請地方公共団体の長が必要と認める者の中から、厚生労働大臣（※）が要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとされており、各都道府県労働局においては、原則として地方労働審議会で意見を聴くことについて要請地方公共団体の長の意見を聴き調整を行うこととし、要請地方公共団体の長又は要請地方公共団体の長が必要と認める者であって地方労働審議会の構成員でない者は、地方労働審議会の場でヒアリング等を通じて意見を述べる機会を設けることとしています。

※下記（エ）のとおり、厚生労働大臣の権限は都道府県労働局長に委任されていることから、原則として都道府県労働局長において処理することとなります。

なお、雇対則第13条の3第2項において、都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体から当該協定の内容に係る措置要請があったときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、必要な措置を講ずるものとされていますが、この場合における手続についても同様に地方労働審議会において、雇対則第13条の3第2項に規定する雇用対策協定の内容に係る措置要請であることを明らかにした上で学識経験者等の意見を聴くこととします。

また、雇対則第13条の2第2項及び第3項により、地方公共団体の長が措置要請を受けた各都道府県労働局長から雇対法第32条第2項による通知を受けた場合においては、必要に応じて、厚生労働大臣に対し当該措置要請について自ら行うよう求めることができ、求めを受けた場合には厚生労働大臣が自ら当該措置要請に係る措置を行う旨が定められています。当該求めは別添参照様式2によるものとし、当該求めが厚生労働大臣になされた場合には、厚生労働省において雇対法第32条第3項の規定に基づき学識経験者等の意見を聴くため、当該措置要請への対応について労働政策審議会の意見を聴くことについて要請地方公共団体の長の意見を聴くこととします。

（ウ）都道府県労働局において直ちに対応可能な要望

雇用対策協定の締結等に当たって連携して取り組む対策に関する協議や、一体的実施施設の運用改善等のための協議等により、都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等につきましては、必ずしも上記（ア）及び（イ）の取扱いによる必要はなく、都道府県労働局と地方公共団体で対応方法について協議をお願いします。

（エ）厚生労働大臣の権限委任

雇対法第32条第1項から第3項までに規定する厚生労働大臣の権限は、雇対則第15条第1項第2号の規定により、都道府県労働局長に委任されています。また、

雇対則第 13 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する厚生労働大臣の権限は、雇対則第 15 条第 3 項の規定により、都道府県労働局長に委任されています。

これらの権限はいずれも、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げるものではありませんが、原則として、措置要請に係る対応は各都道府県労働局長が行うこととなります。

3 守秘義務

雇対法第 32 条第 3 項の規定に基づく地方公共団体の長からの要請に関し、学識経験者等の意見を聴く場合においては、同条第 4 項の規定により当該学識経験者等はその意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨が規定されています。

4 ハローワーク特区の廃止

改正前の雇用対策法施行規則附則第 9 条は改正省令により廃止されるため、平成 23 年 12 月 26 日第 15 回地域主権戦略会議において取りまとめられた「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」に基づくハローワーク特区につきましては、廃止されます。

なお、改正省令第 3 条第 1 項の規定により、改正前の雇用対策法施行規則附則第 9 条第 1 項の規定により締結された協定につきましては、この省令の施行の日に、雇対則第 13 条の 3 第 1 項の規定により締結されたものとみなすこととしています。

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇労働局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇〇 〇〇

雇用対策法第 32 条第 1 項に基づく要請について

貴殿に対し、雇用対策法第 32 条第 1 項に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するよう要請する。

1. 要請の内容

2. 要請をする理由

文 書 番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣
〇〇 〇〇 殿

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇〇 〇〇

雇用対策法第 32 条に基づく要請に係る
雇用対策法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に基づく求めについて

雇用対策法第 32 条第 1 項に基づき、〇〇労働局長に別添 1（参照様式 1）の要請を行ったところ、〇〇労働局長より同条第 2 項に基づき別添 2（様式 1）の回答を得たため、雇用対策法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に基づき、貴殿に対し、要請に対応していただくよう求める。

1. 要請の内容

2. 厚生労働大臣に要請をする理由

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局長
〇〇 〇〇

雇用対策法第 32 条第 2 項に基づく要請への回答について

平成 年 月 日付け〇〇〇〇により貴殿から受けた雇用対策法第 32 条第 1 項に基づく要請について、同条第 2 項に基づき下記のとおり回答します。

記

1. 対応方針
2. 理由（※対応しない場合）
3. 意見を聴いた学識経験者等及び意見の内容